

住まいるタウン滑川

子ども子育て 応援ぶっく^{BOOK}



滑川町福祉課
発行 令和7年4月

1 滑川町の紹介

■ 概 要

滑川町（なめがわまち）は、埼玉県のほぼ中央部に位置しています。

町全域の 60%が、なだらかな丘陵地からなり、北東部には国営武蔵丘陵森林公園が広がっています。近年、東武東上線の森林公園駅、つきのわ駅周辺など、町南部で東京のベッドタウンとしての都市化が進み、住宅開発による人口の増加が進んでいます。町北部は、農村地帯で自然が残されています。

町内には関東一といわれる大小約 200 個のため池が点在し、絶滅危惧種で国の天然記念物であるミヤコタナゴの生息地として知られています。



- 人 口（R 7.4.1 現在） 19, 752 人（前年同月比 86 人増）
- 世帯数（R 7.4.1 現在） 8, 490 世帯（前年同月比 172 世帯増）
- 面 積 29.68 km²
- 幼稚園…… 1 園 小学校…… 3 校 中学校…… 1 校

滑川町のあゆみ

1954 年（昭和 29 年）	福田村と宮前村が合併し、滑川村となる
1974 年（昭和 49 年）	国営武蔵丘陵森林公園が開園
1984 年（昭和 59 年）	町制を施行し滑川町が誕生
2000 年（平成 12 年）	エコミュージアムセンター開館
2010 年（平成 22 年）	月の輪小学校開校
2011 年（平成 23 年）	こども医療費の年齢拡大・給食費の無償化
2012 年（平成 24 年）	滑川町健康づくり行動宣言
2015 年（平成 27 年）	非核平和都市宣言
2024 年（令和 6 年）	町制施行 40 周年

(1) 国指定天然記念物「ミヤコタナゴ」

国指定天然記念

(指定年月日：昭和 49 年 6 月 25 日)

学名：Tanakia tanago (Tanaka, 1909)

体長：3 ～ 5 cm

分布：関東平野



ミヤコタナゴは、昭和 49 年に国の天然記念物に指定された、わが国固有の淡水魚です。産卵期になると雄の腹が美しい朱色になるのが特徴です。

かつては、関東地方の多くの小川などに広く生息していましたが、都市化に伴う環境の変化により激減し、絶滅が危ぶまれる中、昭和 61 年に町内のため池において、その生息が確認されました。

町では、この貴重な魚を保護するために、平成 5 年から役場庁舎内において飼育を開始しました。また、平成 6 年春からは再び町内のため池や小川で自然繁殖できるようにと、人工繁殖にも着手し、5 尾の稚魚を得ることに成功しました。

当時は、水族館などの専門機関以外での人工繁殖の成功は例がないということで、各方面から注目を集めました。



貴重なミヤコタナゴを大切にしていくため、平成 8 年には、町の魚に制定しました。平成 12 年にエコミュージアムセンターが完成し、人工繁殖やその生態に関する調査・研究など、野生復帰の実現に向けた取り組みを行っています。現在ミヤコタナゴを約 4,000 匹飼育しています。

(2) 国営武蔵丘陵森林公園



森林公園中央口

明治 100 年記念事業の一環として作られた日本で初めての国営公園です。総面積は 304ha、東京ドーム 65 個分の広大な敷地の中には、アカマツ、コナラ、クヌギといった武蔵野の面影を残す雑木林が広がり、運動広場をはじめ、溪流広場、展望広場、遊具のわんぱく広場、サイクリングコースなどがあります。梅まつりや桜まつり、自然観察会などのイベントも催されています。毎年、秋に開催する「紅葉見ナイト^{もみじみ}」には大勢の来園者が訪れ、紅葉を満喫しています。

昭和 49 年に開園した森林公園も、平成 26 年に 40 周年を迎えました。



紅葉見ナイト



スターライト クリスマス

(3) 土地区画整理事業による住宅開発

主要鉄道である東武東上線が滑川町の南部を東西に走っており、森林公園駅とつきのわ駅の2駅があります。

森林公園駅は、国営武蔵丘陵森林公園の開園に合わせて開設され、現在、成田・羽田空港行きをはじめとした高速バスなどの交通の要、町の玄関口として利用されています。

この森林公園駅の南側に昭和63年から土地区画整理事業が始まり、平成9年10月に完成し、「みなみ野」という新しい街並みが誕生しました。22.3haの事業面積になります。

2つ目の区画整理事業は、平成6年から16年の歳月を費やして、新しい駅つきのわ駅を新設して「月の輪」の地名で平成21年3月に完成しました。事業面積は94.4haで、みなみ野地区の4倍を超える大規模な面積になります。

新しい街並みが整備され、完成から15年が経過した現在も住宅販売が進み、人口が急増している地域になります。



森林公園駅(昭和46年開業)



つきのわ駅(平成14年開業)



住宅開発による新しい街並みが形成された月の輪地区

2 こども子育て支援策

(1) こども医療費無料化

子育て世代の経済的・心身的な負担を少しでも軽減する施策として、こども医療費の支給事業に取り組んできました。対象者を平成20年4月には、それまでの小学校修了前のこどもから中学修了前のこども
平成23年4月からは、高校修了前のこどもまで
と対象年齢を拡大しました。

併せて、平成22年7月より、近隣市町村の協定医療機関で現金での窓口払いの廃止制度（現物支給）を開始し、令和4年10月からは対象医療機関が埼玉県内の医療機関に拡大しました。

医療費の無料

高等学校修了まで

（18歳で最初に迎える3月31日まで）

窓口払い廃止（現物支給）

埼玉県内の医療機関（一部対象外の医療機関あり）

滑川町こども医療費のお知らせ

受診の際に「**こども医療費受給資格証**」と「**健康保険被保険者証**」をご提示いただければ窓口でのお支払いは**不要**となります。



（1）対象は滑川町内に住所がある児童。

（2）一つの医療機関で**月額21,000円以上**の負担となった場合は、その全額を医療機関の窓口でお支払いいただく必要があります。
この場合、以前と同様の方法で滑川町健康福祉課福祉担当にて医療費の支給申請をしてください。

(2) 妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付

妊娠している方やそのご家族等を対象に、保健師等が面談して相談に応じ、切れ目なく必要な支援につないでいきます。併せて経済的な支援として、妊娠しているこどもの数に応じて「妊婦のための支援給付」を支給します。

	給付額	摘要
妊婦のための 支援給付金	1回目 50,000円	※妊婦一人につき
	2回目 50,000円	※妊娠しているこども一人につき

(3) 滑川町子育て支援金

平成 15 年度に、出産の奨励を図り、地域社会の活性化に寄与することを目的とし第 3 子以降の出産に対し、出産祝金 30 万円の支給を開始しました。

その後、額改定、段階的な支給（出生・小学校入学時・中学校入学時）へと改正を重ね、令和 5 年度、出産・子育て支援を目的とした他の給付制度が拡充され、出生順位に関わらず受給できるようになったため、本事業による出産時支給を**終了**しています。

令和 5 年度からは、過去に第 3 子出産時支給を受けた方（令和 5 年 4 月 1 日以前に出生した第 3 子以降）を対象に、小学校入学時および、中学校入学時支給（各 5 万円）を継続します。



(4) 給食費の無償化

家庭における教育関連経費について、その経済的支援の観点から、町独自の取り組みが可能であり、最も効果的な支援策として、平成 22 年度より、調査、検討を開始し、平成 23 年 4 月より給食費の無償化事業をスタートしました。

対象者は、小中学生の義務教育だけでなく、実際に給食費等で費用負担が生じている幼稚園や保育園等までとし、より多くの子育て家庭が可能な限り、平等・公平に支援が受けられるようにしています。



申請方法等

	対象学校等	申請方法	問合せ先	備考
町内	保育施設	学校（園）で一括申請	福祉課	認定こども園、認可外保育施設を含む。
	幼稚園		教育委員会	
	小学校		教育委員会	
	中学校		教育委員会	
町外	保育施設	各自で申請	福祉課	認定こども園、認可外保育施設を含む。
	幼稚園		福祉課	認定こども園を含む。
	小学校		教育委員会	
	中学校		教育委員会	

※ 対象の学校等により申請方法や受給方法が異なりますで、それぞれの問合せ先に連絡してください。

福祉課こども福祉担当 0 4 9 3－5 6－2 0 5 6

教育委員会教育総務担当 0 4 9 3－5 6－6 9 0 7

(5) 幼児教育・保育無償化について

令和元年10月1日から3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用するこどもたちの利用料が無償化しました。(0歳児から2歳児までのこどもたちについては、住民税非課税世帯を対象として、利用料が無償化します。)

幼児教育・保育無償化対象施設

施設名称	所在地	電話
滑川幼稚園	大字中尾 1530-5	0493-56-2237
ハルムこどもえん	大字羽尾 1830	0493-56-3223
第二ハルム保育園	大字羽尾 615	0493-57-0033
つきのわ保育園	大字月輪 1548-52	0493-57-0323
白い馬保育園	大字福田 1386-2	0493-56-6108
どんぐり保育園	大字都 170-28	0493-81-4711
第二どんぐり保育園	大字月輪 213-4	0493-81-5471
よつば保育園	大字羽尾 3499-3	0493-21-3501
のら椿保育園	大字羽尾 446-11	0493-55-1444
滑川町ファミリー・サポート・センター	大字福田 750 番地 1	048-297-2903

幼児教育・保育無償化に必要な手続きについて

利用施設		無償化対象となるための手続き	月額上限額
①	認可保育所 認定こども園	新たな手続きは必要ありません。	無償
②	私立幼稚園 (新制度未移行幼稚園)	園への入園手続きとは別に、認定手続きが必要です。詳しくは福祉課へご連絡ください。	月額 25,700 円 まで無償
③	預かり保育事業	新たな手続きが必要となります。共働き等で「保育を必要とする理由」がある方のみが、無償化の対象となります。詳しくは福祉課へご連絡ください。	日額 450 円 または月 11,300 円 まで無償
④	★認可外保育施設 (※企業主導型保育施設を除く)		37,000 円(0歳児から2歳児までの非課税世帯のこどもは42,000円)
	★一時預かり事業		
	★病児保育		
	ファミリー・サポート・センター (送迎のみは無償化対象外)		

- ★ 無償化対象施設は事前に施設所在地の市町村の確認を受けていることが条件となります。利用する施設が無償化に該当するかは、施設又は所在する市町村へご確認ください。
- ※ 企業主導型保育施設等へ入所されている方は、該当するか利用施設へご確認ください。

- ・ ①、②の施設を利用している方は④の施設は無償化の対象外です。
- ・ ③の預かり保育事業は、①の認定こども園(教育認定)、または②の施設に就園する児童が対象です。
- ・ ④の施設を利用している方は、利用料を一度施設に支払っていただき、後日償還(補助)します。償還手続きの際に園から発行される「領収書」「提供証明書」が必要となりますので、大切に保管してください。

(6) ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンター事業

子育ての援助を受けたい方(利用会員)と育児援助を行いたい方(サポート会員)が会員となり、委託事業所の「緊急サポートセンター埼玉」が仲介して地域での子育てのお手伝いをする、会員間による育児の相互援助活動事業です。

サポート内容

- ・ 保育所や幼稚園、小学校及び放課後児童クラブへの送迎や前後の預かり
- ・ 保育所、学校等の休みの際の預かり
- ・ 習い事等の送迎
- ・ 保護者の求職活動中の預かり
- ・ 保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり

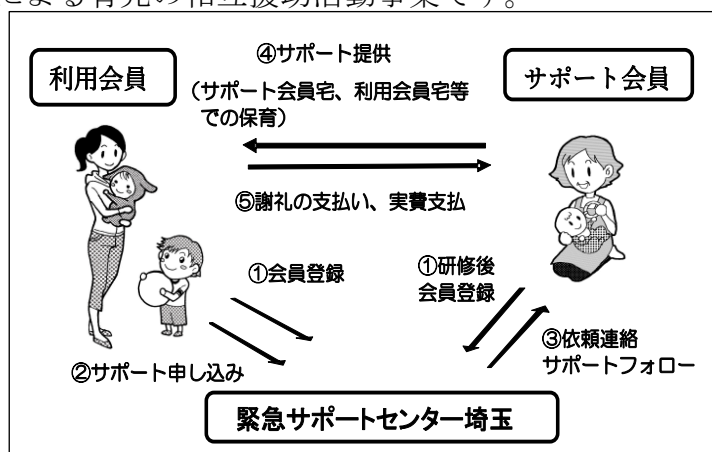
預かりの対象となるこども

原則、0歳から小学校6年生までのこどもを対象

料金について

- ファミリーサポート(予定が決まっているこどもの預かり)

援助時間	1 時間	1 時間 30 分	2 時間
7:00 ～ 19:00	700 円	1,050 円	1,400 円
19:00 ～ 7:00	800 円	1,200 円	1,600 円



●緊急サポート（急を要する時、病気のお子さんの預かり）

援助時間	1 時間	1 時間 30 分	2 時間
7:00 ～ 19:00	1, 000 円	1, 500 円	2, 000 円
19:00 ～ 7:00	1, 200 円	1, 800 円	2, 400 円

●宿泊料金

一泊	10, 000 円	食事やお風呂などの料金は含まれています。
----	-----------	----------------------

申し込み・問合せ

緊急サポートセンター埼玉（委託先）

電話 048-297-2903

E-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp



<http://namekawa.blog.shinobi.jp>

（7）児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために、高校修了前までのこどもを監護・生計を一にする世帯に支給する制度です。

児童手当の支給額

（令和6年10月現在）

	第1子、第2子	第3子以降（多子加算）
3歳未満 （0～2歳児）	1人につき 15,000 円（月額）	1人につき 30,000 円（月額）
3歳以上 18 歳年度末まで	1人につき 10,000 円（月額）	大学生年齢のこどもから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のこどもが3人目以降となる場合、月額30,000円になります。

(8) 特別児童扶養手当

20 歳未満で、身体又は精神に政令で定める程度の障害のあるこどもを監護する父、母などに支給する手当です。

手当支給額

(令和 7 年 4 月現在)

等級	1 級（重度障害児）	2 級（中度障害児）
手当額（児童 1 人に対し）	月額 56,800 円	月額 37,830 円

(9) 児童扶養手当

母子家庭、父子家庭、親がいらないため親に代わってそのこどもを育てている養育者家庭、又は父（母）に一定の障害がある家庭に支給する手当です。

手当支給額（所得制限があります。）

(令和 7 年 4 月現在)

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）	備考
1 人の場合	46,690 円	46,680 円～11,010 円	
2 人目以降加算	11,030 円	11,020 円～ 5,520 円	

(10) ひとり親家庭等医療費支給

母子家庭、父子家庭、親がいらないため親に代わってそのこどもを育てている養育者家庭、又は父（母）に一定の障害がある家庭の皆さんが医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給する制度です。
(児童扶養手当に準じた所得制限があります。)

(11) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母、父子家庭の父等が就職に必要な技能を習得するための資金、こども等が修学又は就職するための資金等を貸す制度です。

(12) 子育て短期入所生活援助（ショートステイ）

保護者が病気や仕事の都合、出産、介護などの理由で一時的にこどもの養育が困難になった場合に、児童福祉施設等で一定期間、こどもを預かる事業です。

(13) 子育て世帯訪問支援

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

(14) こども第三の居場所づくり事業

こどもの生活や学習などに支援が必要になった時、こどもが安心して過ごせる居場所を提供します。こどもの生活・学習などの支援と併せて、保護者の方の子育てのサポートを行います。

※令和7年度より開始。委託事業「ぱれっと」（滑川町福祉センター内）

(15) 子育て応援すまいる☆フェア（子育て施設合同説明会）

町内の保育所、幼稚園等に入園を希望されるお子様や園活動に興味のある保護者に向けて、広く情報等を提供するために、施設が合同で入園・園活動等の説明会を開催します。

- ・参加対象施設 認定こども園、認可保育所、企業主導型保育所、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等

3 その他子育て支援策（埼玉県が運営主体のサービス）

（1）パパ・ママ応援ショップ優待カード

（子育て家庭への優待制度）

こども又は妊娠中の方がいる家庭に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度です。

協賛店にはステッカーやポスターが掲示してあります。

対象世帯

妊娠中から18歳の次の3月31日を
迎えるまでのこども世帯



埼玉県の公式LINEを友だち追加すれば、改めて窓口にお越しただいて新しいカードを入手する必要がなくなります。更新の手間が不要なパパ・ママ応援ショップ優待カードの電子版（LINE）をぜひご利用ください。



4 各種相談

(1) 小児救急電話相談

8 0 0 0

電話で「# 8 0 0 0」をプッシュすると
相談窓口につながります。

# 8 0 0 0

ダイヤル回線、I P 電話等の場合は、048-833-7911 におかけください。

平 日 午後 7 時～翌朝午前 7 時

日 祝 日・年 末 年 始 午前 7 時～翌朝午前 7 時

(2) こどもに関する相談（子どもスマイルネット）

電話 0 4 8 - 8 2 2 - 7 0 0 7

こどもに関わる全ての悩みについて、電話相談を受ける窓口です。子育ての
悩みやしつけの問題、いじめや体罰などあらゆる相談に応じます。

毎日（祝日・年末年始を除く） 午前 10 時 30 分～午後 6 時

(3) 滑川町こども家庭センター

令和 7 年 4 月 1 日、子育て家庭の相談支援の充実を目指して、新たに「**こども家庭センター**」が開設されました。相談しやすく切れ目ない支援を提供できるよう、母子保健や児童福祉などの関係機関が連携を深め、対応していきます。心配事や困りごとは、一人で抱えずに、お気軽にお話しください。

【こども家庭センター】

● 児童相談

電話 0 4 9 3 - 5 9 - 9 9 8 5

平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

子育て中のみなさんが安心して暮らせるように、こども家庭支援員が、
電話・来所・訪問等により相談対応します。

● 母子保健相談

電話 0 4 9 3 - 5 6 - 5 3 3 0 (保健センター)

平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

妊娠期からの様々なお悩みや疑問に、保健師等の専門職員が相談対応します。

(4) 児童虐待をゼロにするために

電話 189 (いちはやく)

川越児童相談所 049-223-4152

滑川町こども家庭センター 0493-59-9985



虐待は、こどもに対する著しい人権侵害です。
虐待を受けたと思われるこどもを見つけたときやご自身が出産や育児に
悩んだときには、児童相談所やこども家庭センターの窓口に連絡ください。

5 児童福祉施設等

(1) 認可保育園

施設名	住所	電話	定員	備考
ハルムこどもえん※	大字羽尾 1830	0493-56-3223	138	
第二ハルム保育園	大字羽尾 615	0493-57-0033	90	
つきのわ保育園	大字月輪 1548-52	0493-57-0323	90	
白い馬保育園	大字福田 1386-2	0493-56-6108	80	
どんぐり保育園	大字都 170-28	0493-81-4711	54	
第二どんぐり保育園	大字月輪 213-4	0493-81-5472	60	
よつば保育園	大字羽尾 3499-3	0493-21-3501	60	
のら椿保育園	大字羽尾 446-11	0493-55-1444	52	

※ハルムこどもえんは認定こども園になります。

(2) 企業主導型保育所

施設名	住所	電話	定員	備考
かめめ保育園	大字羽尾 446-1	080-8805-7063	11	

(3) 学童保育室

施設名	住所	電話	定員	備考
第1わくわくクラブ	大字羽尾 4855-1	56-2918	30	
第2わくわくクラブ	月の輪 6-15-3(月小内)	63-2306	55	
第3わくわくクラブ	大字福田 2263	57-2020	30	
第4わくわくクラブ	大字月輪 1073	81-3441	50	
第5わくわくクラブ	月の輪 6-15-1	81-6366	50	
第6わくわくクラブ	月の輪 6-15-8	81-4005	50	
第7わくわくクラブ	中尾 1530-5	080-2202-6035	22	
第8わくわくクラブ	中尾 1530-5	080-9203-6489	22	
第9わくわくクラブ	羽尾 4855-1	080-5895-3232	22	
白い馬っ子学童クラブ	大字福田 1386-2	56-6108	30	
学童クラブよつば	大字羽尾 3499-3	81-3803	24	
森のこクラブ	みなみ野 3-10-17	55-1451	23	
つきのわ学童クラブ	大字都 60-3	59-8960	39	

※保育内容や保育時間等については、各施設へ直接お問い合わせください。

(4) 地域子育て支援拠点等（保護者とお子さんの交流の場）

子育て親子の交流等を図る子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援の充実、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援しています。

名称	場所（住所）	問合せ	実施日
ぴよぴよ広場 (滑川幼稚園)	滑川幼稚園 大字中尾 1530-5	56-2237	月・火・木 10:00～11:45
子育て支援センター すくすく	第二ハルム保育園 大字羽尾 615	57-0033	月曜日から金曜日 9:30～15:00
子育て支援 「みみずくの森」	白い馬保育園 大字福田 1386-2	56-6108	火・水・金 9:30～12:30
わくわく太郎	月輪中央集会所2階 大字月輪 418-1	080-5895- 3230	月曜日から金曜日 9:30～15:00
子育て支援 よつば	よつば保育園 大字羽尾 3499-3	81-3803	月・火・木 9:00～12:00
子育て支援センター にじ	第二どんぐり保育園 月輪 213-4	81-5471	月曜日から金曜日 9:30～12:00
わくわく花子	滑川町役場敷地内 福田 755	080-8431- 1526	月曜日から金曜日 9:30～15:00

都合により変更等がありますので、実施日や時間等の詳細は、各施設へ直接確認してください。



△楽しく遊ぶ風景（わくわく太郎）

(5) こどもの居場所づくり

こどもの居場所とは、こどもたちが安心して過ごせる場所であって、家庭や学校以外の第三の居場所として機能し、地域社会の中でこどもが自由に過ごせる環境を提供します。

・滑川町こどもの居場所ネットワーク（6団体）

ネットワークは、こども食堂、プレーパーク、フードパントリー、学習支援等を行っている団体の集まりです。

＜団体名＞ チーム森もり て一たうこ はあとキッチン まにらば
一般社団法人あんど 滑川町社会福祉協議会

(6) 保健センターで実施しているその他の事業

- ・各種健診（4か月、10か月、1歳6か月、2歳歯科、3歳）
対象児童には事前に通知します。
- ・こども発達相談（要予約）
お子さんの運動面に関して心配がある方
- ・ことばの相談（要予約）
お子さんの言葉に関して心配がある方
- ・親子教室（要予約）
発達・コミュニケーション等に心配があるお子さんと保護者
- ・パパママ教室（要予約）
沐浴指導 等
- ・新生児訪問
赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に、助産師、保健師が訪問します。

※上記の詳細については、保健センター（電話 56-5330）へ問合せください。



【説明】

上と下の円は、カナ文字のナとメを図案化したもので滑川町民の融和を表現し、中央の“川”の文字は、町の中央を流れる滑川を表現して町の発展と平和を表しています。

滑川町 福祉課 こども福祉担当

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750 番地 1

(代表) TEL : 0493 (56) 22 1 1 FAX : 0493 (56) 2448

ホームページ <http://www.town.namegawa.saitama.jp/>